公的研究費の間接経費に関する基本方針

制定 2021年4月1日

1.目的

この方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年7月18日改正)(以下、「共通指針」という。)に基づき、株式会社 Atomis における公的研究費に関する間接経費の取扱について必要な事項を定めるものである。

2. 定義

間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当され、公的研究の実施に伴う研究開発部門の管理等に必要な経費として、当社が使用する経費をいう。

3. 使途

間接経費は、研究実施に伴う研究体制や研究環境全体の機能向上をはかるため、計画的かつ適正に使用する。 具体的な項目は別表に定める。

4. 執行

間接経費の執行は、当社代表取締役の責任の下、共通指針に基づき適切に執行する。

5. 報告

当社代表取締役は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を定められた期日までに、当該公的研究費配分機関に報告する。

6. 説明

当社代表取締役は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を定められた期日までに、当該公的研究費配分機関に報告する。

7. その他

共通指針に見直しがあった場合、本方針も見直すこととする。

別表

間接経費の主な使途の例示

- 1. 管理部門に係る経費
- (1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- (2) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内 外旅費、会議費、印刷費

など

- 2. 研究部門に係る経費
- (1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雜役務費、通信運搬費、謝金、国內外旅費、 会議費、印刷費、新聞·雑誌代、光熱水費

- (2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、 通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、 論 文投稿料(論文掲載料)
- (3)特許関連経費
- (4) 研究棟の整備、維持及び運営経費
- (5) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- (6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- (7) 設備の整備、維持及び運営経費
- (8) ネットワークの整備、維持及び運営経費
- (9) 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- (10) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- (11) 図書館の整備、維持及び運営経費

など

- 3. その他の関連する事業部門に係る経費
- (1) 研究成果展開事業に係る経費
- (2) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に

活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。